

船舶事故等調査報告書

平成21年7月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009仙第53号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年5月10日（日） 03時45分ごろ	
発生場所	新潟県新潟港西区の第1西防波堤付近 (概位 北緯37°57.6′ 東経139°04.1′)	
事故等調査の経過	平成21年5月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	モーターボート ^{くらた} 倉田丸、3.7トン	
船舶番号、船舶所有者等	NG3-17235（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	キール下部に擦過傷	
事故等の経過	本船は、船長ほか5人が乗船し、信濃川河口の新潟港西区の西突堤北端と第1西防波堤南端の間を微速で航行中、北方に圧流され、平成21年5月10日03時45分ごろ、第1西防波堤南端付近において、海面下約1.5mのキールが消波ブロックに乗り揚げた。 日出時刻は04時38分であった。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風速 約8m/s、風向 南西 海象：潮汐 上げ潮の末期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、夜間、新潟港西区の西突堤北端と第1西防波堤南端の間を、微速力で航行中、信濃川の流れ及び南西風により北方に圧流されたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、新潟港西区の西突堤北端と第1西防波堤南端の間を微速力で航行しようとした際、信濃川の流れ及び南西風により北方に圧流されたため、消波ブロックに乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	